

# 農業委員会だより



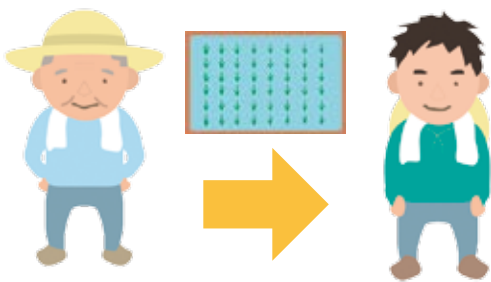
農地は、私たちの生活に必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たすと同時に、雨水を一時的に貯留し洪水や土砂崩れを防ぐとともに、多様な生きものを育み、私たちの生活にさまざまな「めぐみ」をもたらしています。

農地という限られた貴重な資源を適切に保全するため、農地について、売買、贈与や貸借などの権利移動等を行う場合や、農地を農地以外の用途へ転用する場合は、農地法の許可が必要です。

ここでは、農地法に関する手続きや、農地を守るための取り組みなどを紹介します。

問合せ先 亀山市農業委員会 (☎84-5082)

## 農地の権利移動等について



農地について、売買、贈与や貸借などの権利移動等を行う場合、農地が所在する農業委員会による**農地法第3条の許可**が必要です。

●農地の取得などを行うには、すでに耕作している農地と新たに取得する農地とを合わせた面積が50アール(5,000㎡)以上(いわゆる下限面積)が必要です。

※白川地区、野登地区、関地区の場合は、30アール(3,000㎡)以上が必要です。また同地区で、農地付き空き家を取得する場合、1アール(100㎡)以上が必要です。

●農地を相続した場合などは、許可は不要です。ただし、農地の所在する農業委員会への届出が必要です。

### 申請・許可の流れ

#### <申請書の提出>

毎月20日(12月は15日)までに申請書を提出してください。

#### <現地調査・審議>

現地調査を実施し、毎月10日前後に開催される農業委員会総会で審議します。

#### <許可書の交付>

許可書を交付します。  
※登記の手続きは別途必要です。

## 「利用権設定」をご活用ください！

農地を農地として貸し借りする場合、農地法第3条の許可が必要ですが、借り手の農地面積が下限面積に届かなかったり、必要書類が多く準備が大変だったり、また貸した農地が戻ってこないのではないかと不安から農地の貸し手が消極的になったりと、規模拡大を希望する意欲のある農家にとっては不利に働いてしまうことがありました。

ところが、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の「利用権設定」を利用すると、農地法の許可を受けずに農地の貸し借り(最長10年)が可能になります。また、これにより契約した農地は、期間が到来すると貸し手に返還されるので、貸し手にとっても安心して契約することができます。

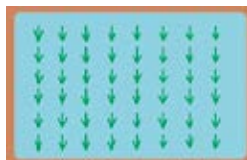


## 農地の 転用について

自分が所有している農地を農地以外のものにする場合(農地を転用する場合)、市長による**農地法第4条の許可**が必要です。

また、農地の転用に伴って所有権の移転や貸借権などの権利設定を行う場合、市長による**農地法第5条の許可**が必要です。

※転用を行う場所や転用の目的などによっては、転用が認められない場合がありますので、事前に亀山市農業委員会事務局へご相談ください。



### 「農地転用」とは？

農地を農地以外にする(農地の形状などを変更して、住宅、工場、商業施設、道路などにする)ことを、「農地転用」と言います。

また、農地の形状を変更しない場合でも、資材置場、駐車場のよう、耕作目的以外に使用することも農地転用に含まれます。

※次のような内容で使用する場合は農地転用となり、許可が必要です。



一時的な資材置き場、砂利採取場など



青空駐車場など



農業用施設を建てるなど  
※許可が不要となる場合もあり

### 申請・許可の流れ

<申請書の提出>  
毎月20日(12月は15日)までに申請書を提出してください。



<現地調査・審議>  
現地調査を実施し、毎月10日前後に開催される農業委員会総会で審議します。



<市に進達>  
農業委員会から、許可権者である市長へ申請書などを進達します。



<許可書の交付>  
許可書を交付します。  
※登記の手続きは別途必要です。

### 無断転用には厳しい措置

- 無断転用者には、工事などを中止させ、もとの農地に復元するよう命令する場合があります。
- 農地法違反で刑事告発をされると最高3年以下の懲役または300万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に処せられることがあります。

## 使おう！農地中間管理事業

農地中間管理事業は、県が指定した(公財)三重県農林水産支援センター(三重県農地中間管理機構)が、規模縮小農家、離農農家などから農地を借り受け、規模拡大等を望む担い手農家などへ一定のルールに基づき農地を貸し付ける制度です。

※農地中間管理機構が農地を借り受ける対象農地は、契約期間が原則10年以上で、対象の農地が農業振興地域内の耕作可能な農地等で、借り受けを希望する担い手農家や法人などがいる地域に限られます。

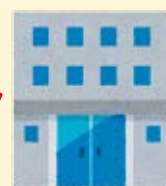
### 地主と担い手の要望をマッチングします

引退したい  
相続農地に困る

新規就農したい  
規模拡大したい



地主



(公財)三重県農林水産支援センター  
(三重県農地中間管理機構)



担い手



# 農地パトロールの 実施について

農地パトロール(農地の利用状況調査)は、農地法に基づき、市内の農地の利用状況を調査し、地域の農地利用の現状を把握するとともに、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見のために行うものであり、次のとおり実施する予定です。

**対象となる農地** 市内のすべての農地

**調査期間** 平成29年度中

**調査方法** 農業委員会の「農地利用最適化推進委員」が、市内の農地を見回ります。各農地に立ち入ることや、お話をお聞きする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



## 農地利用最適化推進委員とは？

農業委員会法の改正(平成28年4月1日施行)によって、各農業委員会に、農業委員とは別に、農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が設置されることになりました。

農地利用最適化推進委員は、各担当地区において、

- 人・農地プランなど、地域の農業者などの話し合いを推進
- 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 遊休農地の発生防止・解消を推進

といった現場活動を行っています。

※亀山市内各地区の農地利用最適化推進委員(20人)は、市ホームページで紹介しています。

農地や農業に関するご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。



# 使おう！ 「全国農地ナビ」



「全国農地ナビ」は、農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

このサイトでは、農地を所在・地番から検索する、地図上で選択した農地の所在・地番・地目・面積などの農地情報を表示する、特定の耕作者が利用している農地を色分けするといった機能が利用できます。そのため、経営規模の拡大や農業への新規参入を希望する「農地の受け手」が、希望の農地を探しやすくなっています。

農地をお探しの人は、ぜひ「全国農地ナビ」で検索してみてください。

## 利用上の注意

- 表示される農地情報は、一定の時点において作成されたものであり、必ずしも最新の情報ではありません(表示される農地情報に、法的な証明力はありません)。
- 表示される農地の位置情報(農地の点情報または区画情報)はおおまかなものであり、実際の農地の位置や境界を特定するものではありません。

# 地元の食材で作ってみよう!

## きゅうりと豚のあんかけ丼



### <材料(2人分)>

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| トマト             | 2個                       |
| きゅうり            | 1本                       |
| 豚こま切れ肉          | 150g                     |
| 玉ねぎ             | 100g                     |
| にんにく            | 1片                       |
| サラダ油            | 大さじ2                     |
| 砂糖              | 小さじ1                     |
| 酢               | 大さじ1                     |
| しょうゆ            | 大さじ1                     |
| A (だし(素) 片栗粉 水) | 小さじ1と1/2<br>小さじ2<br>大さじ3 |
| ねぎ              | 20g                      |
| ごはん             | 2杯分                      |

### <作り方>

① トマトは乱切りにして、きゅうりはピーラーで皮をむいて乱切りにする。玉ねぎ、にんにくはみじん切りにする。ねぎは小口切りにする。



② フライパンに油を熱し、にんにくを入れて香りを出し、玉ねぎを加えて透き通るまで炒める。豚肉を加えて色が変わるまでよく炒め、色が変わったらきゅうりを加えてさっと炒め、トマトも加えて炒め合わせる。



③ 砂糖を加えて炒め、酢、しょうゆを加えて、ひと煮たちしたら、混ぜ合わせた材料Aを入れて、とろみをつける。



④ 器にアツアツのご飯をよそい、③をかけねぎを散らす。



※写真の材料は4人分

## ナスのツナマヨ焼き

### <作り方>

① なすはヘタを整え、縦半分に切り、にんにくはみじん切りにする。



② フライパンにオリーブ油を熱して、にんにくを炒め、なすを入れて少ししんなりとするまで焼く。しょうゆで調味する。



③ ②のなすの上に、油を切ったツナとマヨネーズを混ぜたものをこんもりと盛り、粉チーズを振る。

④ オーブントースターにアルミホイルを敷いてなすを並べ、表面に焼き色をつける。



### <材料(2人分)>

|        |      |
|--------|------|
| ツナ缶(小) | 1個分  |
| マヨネーズ  | 大さじ2 |
| なす     | 2本   |
| にんにく   | 1/2片 |
| オリーブ油  | 大さじ4 |
| しょうゆ   | 大さじ1 |
| 粉チーズ   | 大さじ2 |



※写真の材料は4人分